

＼ご存知ですか？／

屋外広告物

屋外広告物とは、法令上「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と定義されているもので、お店の看板や建物名の表示だけでなく、のぼり旗や横断幕等も **屋外広告物のひとつ** です。



屋外広告物を表示する場合は、
原則として **市の許可が必要** です。
許可を受けていない屋外広告物を表示している場合は、速やかに許可を受けましょう。



看板落下などにより歩行者等に危害を及ぼした場合、
看板の所有者や管理者の責任が問われます。
裏面を参照に設置された看板を定期的に点検してみましょう。

屋外広告物の許可・申請等についてのお問合せ

高槻市都市創造部都市づくり推進課
TEL：072-674-7552

看板の点検・補修についてのお問合せ

大阪屋外広告美術協同組合 だいこうきょう (大広協)
TEL：06-6776-8108